

## 島根海区漁業調整委員会事務局だより

第13期第11回島根海区漁業調整委員会が平成22年5月26日に島根県民会館で開催されましたので、会議の概要をお知らせします。



### 1. 島根県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

中海及び境水道における漁業は、これまでの島根県規則及び鳥取県規則が全域に適用され、それぞれの規則を属人適用する形で両県の漁業者が入り交じって操業していた時期が長く続いていました。

平成4年の県境設定後も従来からの入会慣行を尊重するため、自県水域での相手県漁業者の操業について自県の漁業調整規則の適用を除外したことから、自県水域で操業する相手県漁業者を取り締まることが出来ず、漁業秩序の維持が出来ないという問題点がありました。

このような状況が続く中、斐伊川・神戸川治水計画の関連で森山堤防の一部が開削される等の展開があり、環境変化に伴う中海の漁場機能再生の期待が高まりました。

このため、島根・鳥取両県において中海及び境水道における水産振興を進めるにあたり、これまでの入会慣行を尊重しつつ適切な漁業の管理を行うために協議を行い、平成18年1月31日、島根・鳥取両県知事が中海及び境水道における漁業の取り扱いについて新たな協定を締結し、相手県漁業者に対する自県の漁業調整規則の適用除外規定を撤廃し、各県それぞれが管轄する海域に各県規則を属地適用することについて合意しました。

さらに、両県調整の結果、関係漁業者に新たな負担が生じないように、許可申請手続きの簡素化等を行うことも合意され、平成21年6月、両県規則の改正が行われ、今まで片方の知事の許可で行われていた入り会い海域での漁業操業に、県域ごとの許可を出すことになりました。

このように、許可の取り扱いについては既に規則改正に併せ整理されましたが、さらに時間をかけて検討を要するいくつかの課題が残されました。

そのうちの 하나가、それぞれの知事の許可に対する漁獲成績報告書の提出です。

今回の規則改正は、先の両県協議の結果を踏まえ、中海及び境水道で操業する漁業者は漁獲成績報告書の提出にあたり、各県の海域ごとに漁獲を区別することが困難であるときは、県域ごとの漁獲成績に分けることなく、合算した漁獲成績報告書を提出することが出来るようにするものです。

審議の結果、知事の諮問に係る改正案に対し、異議の無い旨の答申をすることになりました。

## 2. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて、毎年、国から漁獲可能数量の通知を受け、その数量に基づき県の計画を定めています。

そのうち、マイワシ、マアジ、スルメイカについては、漁期が1月から12月までで、昨年末に国からの通知を受け、今年当初からの知事管理量を公表したところですが、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニについては漁期が7月から翌年6月までのため、数値が入れていませんでした。

今般、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニについて国の漁獲可能量が決定され、島根県の漁獲可能数量が示されましたので、県計画の当該魚種欄に数値を入れ、県の計画を変更することについて、知事からの諮問が海区漁業調整委員会にあったものです。

審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることことになりました。

なお、本諮問は隠岐海区漁業調整委員会にも諮られ、異議の無い旨の答申を得た後、国の承認を得て、県の計画として公表されることとなります。

### ◇知事管理量

	H22年1~12月（ズワイガニ、マサバ及びゴマサバについてはH22年7~H23年6月まで）
マイワシ	若 干
マサバ及びゴマサバ	13,000トン
マアジ	38,000トン
スルメイカ	若 干
ズワイガニ	若 干

### ◇上記のうち中型まき網漁業の知事管理量

	H22年1~12月（マサバ及びゴマサバについてはH22年7~H23年6月まで）
マイワシ	若 干
マサバ及びゴマサバ	12,000トン
マアジ	35,000トン

※漁獲可能量（TAC）制度についての情報は、以下の水産庁HPをご覧ください。

「TACについて」([http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_tac/index.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_tac/index.html))

### 3. しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について（協議）

しいらつけ漁業の保護を目的とした平成19年6月8日付け島根海区漁業調整委員会指示第1号の指示期間が平成22年5月31日をもって満了しますが、引き続き、しいらつけ漁業の保護を図る必要があるとの知事の協議を受け、当委員会で審議された結果、平成22年6月1日から平成25年5月31日まで、当委員会として同様の指示を出すことが決定されました。

指示の内容は、「しいらつけ漁業によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、しいらつけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、しいらつけ漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。」です。

### 4. その他

平成22年5月20日、東京都で開催された全国海区漁業調整委員会総会に併せ、海区漁業調整委員会60周年記念大会が開催され、島根海区からは岸会長及び吉尾事務局長が出席しました。

その中で、永年にわたり海区委員の重責を務め、その功績が顕著である全国各海区委員の表彰がありました。受賞者の推薦にあたり、島根県にも推薦依頼がありましたが、種々の表彰要件がある中、島根県からは島根海区の福島清喜委員が水産庁長官感謝状の受賞者に該当しました。

大会当日、吉尾事務局長が代理で表彰状を受け取って帰りましたので、本委員会において、岸会長から表彰状の伝達を行いました。福島委員、おめでとうございます。

問い合わせ先

島根海区漁業調整委員会

事務局

TEL 0852-22-5950